

令和5年度 津島市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条の規定に基づき、令和5年度における本市の障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「本方針」という。）を定め、本市における障がい者優先調達の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、本市のすべての部署（以下「各部署」という。）が発注する物品等の調達について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針により調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、愛知県内に住所を有し、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）」に規定する事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - （※）重度障害者多数雇用事業所とは、次の要件をすべて満たすもの
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業者の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等

本方針により障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他障がい者就労施設等が提供可能なサービス・役務

5 調達目標

本市の予算の適正な執行及び契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達に努める。

6 調達の推進方法

- (1) 令和5年度当初及び補正予算については、本方針を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品等の調達に充分配慮し編成する。
- (2) 各部署は、物品等の調達に際して、障がい者就労施設等から積極的な調達に努める。
- (3) 障がい者施設等からの物品等の調達に当たっては、「地方自治法施行令（昭和22年政令第1号）」第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。
- (4) 障がい者施設等からの物品等の調達にあたっては、関連する事務事業の適正な実施及び効果の達成に留意しつつ、可能な限り障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等に配慮する。
- (5) 障がい者施設等からの物品等の調達にあたっては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」に基づき設置された津島市シルバー人材センター及び市内の中小企業などに配慮する。

8 調達方針及び調達実績の公表

本方針に関し、次の場合、市ホームページ等により速やかに公表する。

- (1) 本方針を、制定した場合
- (2) 本方針を、年度途中において見直した場合
- (3) 令和4年度の調達実績の概要を、当該年度終了後に取りまとめた場合